

炭鉱閉山始末記(III)

川内, 昇
多久市助役

<https://doi.org/10.15017/13678>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 10, pp.130-138, 1979-03-03. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

炭 鋳 閉 山 始 末 記 (III)

川 内 昇

七 立山鋳業所 大手炭鋳閉山

立山鋳業所は、明治鋳業株式会社の経営である。明治四十一年北多
久町山大原地区に鋳区を設定し、大正二年多久炭鋳第一坑として開坑
同四年に、立山鋳業株式会社を買収して第二坑とし、七年には、東原
地区に第三坑を開坑したが、十二年には、すべての採炭を休止した。
昭和十八年、旧二坑・旧三坑地区に立山鋳業所として改めて開坑を
行った。

三十二年度の出炭量は、十三万二千トンで従業員数六七六名、年度
末の労務者一人当り出炭能率は二十・七トンである。

落差、約三〇〇メートルの陣の辻断層によって、地殻が押し上げら
れているため、杵島五尺層は、消失し、それ以深の多久原四尺層、上
三枚層、眉毛層、下三枚層、蔽木五尺層（何れも同鋳での呼名）があ
るが、何れも同鋳区内に露頭を持っている。このため、上層部の炭
層は、明治大正年間に一部採掘が行われているため、蔽木五尺層を採
掘し、この炭層は山丈二・一m、炭丈一・四五m、精炭カロリー六〇
〇〇calである。

年間出炭量十万トン十三万トンを続けていたが、同鋳区の西南
部の鋳区は、明治佐賀鋳業所より採掘を行う方法が有利である、(国
鉄唐津線を地下で横切るため)ということ、三十八年二月をもって
閉山することとなった。

閉山時における従業員数は、六五〇人で同年七月末の就職状況は次
のとおりである(第一表)。

第1表 就職状況調 (多久職業安定所調)

区 分	人員(人)
閉山時の被保険者数	650
就 職 者 数	520
残 務 処 理 者 数	124
安 求 職 処 理 件 数	486
定 命 令 による広域就職	41
所 県 内 就 職	1
扱 計	42
自 己 就 職	8
転 出	55
合 計	105
未 就 職 者	181

このように、就職の状況がおくれた原因は、(一)会社ぐるみの閉山で
なく、一つの炭鋳の閉山であったために、労働協約で定められた退職
金が全額一人平均七〇万円と云われるこの地域での閉山炭鋳としては、
異例の金額が支給されたこと。

(二)技術系の職員及び、請負の組夫がすぐ近所にある同社の明治佐賀
鋳業所に転じ、明治佐賀鋳は、隆盛を続けていたので、ここに就職で
きるのではないかという期待感があったこと。

(三)地元出身者が多く(第二表)扶養家族の多い者、中高年令者(第
三表)が地元である県内就職を希望した(六六%)。

第2表 鉦員出身地別調
昭和35年12月末

地 区	人員 (人)	比率 (%)
多 久 市	252	35.5
県 内	220	31.0
九 州	195	27.5
そ の 他	42	6.0
計	709	100.0

第3表 未就職者の内訳

年 令 別	人員	構成比	扶養家族数	人員	構成比
21 ~ 29	19	5	0	8	2
30 ~ 34	65	17	1 ~ 3	232	61
35 ~ 39	91	24	4 以上	141	37
40 ~ 49	153	40			
50 以上	53	14			
計	381	100		381	100

このように、予想以上に数多くの残留者が生じたが、親会社がある権者・有資力炭鉱として残存していたため、住宅問題・電気の配線問題・浴場、道路、集会所、子供遊園地等の問題については、立山炭住地区に離職者は集中することとなり、労使双方でその負担区分を正式な閉山契約で協定し、市の行政としては介入する必要は生じなかった。

しかし、ここでもゴミ、し尿は十二月まで会社で行い、以後市で引きつぐこととなった。最も問題となったのは、飲料水の水源確保であった。専用水道は、炭鉱住宅地区のほか、山犬原・前田の井水枯渇世帯に給水をしてきたが、その水源は、山犬原川の流水を使用していた(第四表)。

第4表 立山専用水道の給水先

区 分	人 員
給 水 人 口	
従 業 員 数	2,778人
鉦害・被害者数	935人
小 計	3,713人
給 水 量	742 m ³ /日
水 源	山犬原川

ことは、死活の問題であり、取水をすることは許可できないという、強い態度を打ち出した。市と県では、水源確保のため、坑内水の利用が可能ではないかと考え、七月には、坑内水の取水試験を行うとともに、会社と水利権者の間には、かんがい用水減少にともなう水田の被害補償契約を締結させ、緊急の飲料水の供給は、会社の責任で続行をさせた。

坑内水の取水試験の結果は、揚水については日量二〇〇〇m³の取水は、地表に影響を全く与えず取水可能であるが、第一に水質が鉄分が多く飲料水不適である。第二に坑内水を揚水するためには、坑内保安の維持等によりコスト高になる、という理由で飲料水水源としては不可能と云う結論しかでなかった。

このため市は、止むを得ず三十九年一月より市で月料金一世帯二六〇円で運営することとし、会社より運営費の不足分については別に納入をさせることとした。

四十二年六月、上水道と併せて閉山炭鉱水道整備事業(四〇年〜四一年継続事業)によって、新しい水道が完成するまでの明治の運営費に対する負担金納入状況は、次のとおりである(第五表)。

山犬原の水利権者(かんがい水利利用の農家)は、この取水を許可する条件として、立山鉦業所が石炭採掘のため揚水する日量四二〇〇m³を山犬原川に還元することによって、容認をし、硬山敷地としてかんがい溜池まで提供をしていたので、坑内水の揚水が停止される

第5表 立山水道運営状況

単位千円

年度	運営費	明治納入額	比率
38	920	700	76
39	1,414	243	17
40	2,839	984	35
41	3,130	205	7
42	214	0	0
計	8,571	2,132	25

に過ぎなかった。他の人々は、つぎつぎにくしの函が落ちるようにならぬに就職、移転を行ない、四十二年六月の水道の完成期には、残留世帯一二世帯に減少した。鉱業用地は、会社で処分が行われたが、価格さえ高価格であれば、誰にでも処分するという方法をとったため、無計画な処分が行われた。

大手炭鉱の閉山は、中小炭鉱と較べれば、恵まれた退職条件によって離職するが、退職金の受け渡ししが縁の切れ目で、その後の対策については、会社も労働組合も放置して、離職者対策についても、財産処分についても、就職問題・地域開発問題を考えず極めて冷たい処理しかなされてない。いわゆる大手炭鉱の典型的な閉山の型を示したのが、この鉱業所の閉山ということができよう。

このため、つぎのような紛争が生じた。

(一) 立山炭鉱の再開にあたり、職員住宅地区として利用していた、自由が丘の土地については、多久原部落と永代小作契約を締結して

たので、その実行をされることと云う申し出がなされた。契約の内容は、鉱業権を放棄したときは、当該契約の土地については、旧土地所有者である多久原部落に無条件で返還することとなっていたため、明治鉱業は無条件で返還することとなった。

(二) 同じく、立山炭鉱の再開にあたり、従来里道（公有地）を炭鉱用地に転用する法的な手続きが行われていたが、その代替道路については法的な手続きが行われていなかったため、その道路を利用していた、前田、東原、山犬原部落より現在の道路を無条件に利用せるとともに、所有権を譲渡するよう要求が行われた。この問題については、なかなか解決がつかず、四十八年五月明治鉱業株式会社が清算会社になるまで続き、市道として市有地となるまで紛争した。

(三) 立山炭鉱のボタ山等多くの土地を提供していた前田部落では、旧土地所有者から多久原と同じく炭鉱の保有している土地を返還して欲しいという要求が出された。

炭鉱は、多久原のような契約がないことを理由に拒否し、ボタ山だけなら地元で格安で売却しようということで契約を締結し、代金を支払った。旧土地所有者は、当時のみかん栽培ブームでボタ山のみかん園化を計画していたが、ボタ山の開墾等をすれば保安責任は土地所有者（開墾者）になるということで、折角購入したボタ山は着工がでないこととなり、旧土地所有者はボタ山購入の資金の借金だけが残ることとなった。

四 離職者のための企業誘致については、まったく関心はなく旧集会所を利用した、大阪手袋工場（本社大阪市）用地として六四二㎡（従業員、女子主体に二十五人）を三十九年八月、麻生コンクリート工業（本社飯塚市）に一〇八四三㎡（従業員、男女二十人）を四十年八月に譲渡したにとどまり、大阪手袋工場は四十二年八月には倒産した。

(四) 残余の土地約九〇〇〇㎡は切り売りされ未利用のまま放置され、環境保全が問題となっている。

八 大型閉山の影響 小城・立山の閉山

小城鉱業所、立山鉱業所の閉山は、多久市における本格的な大型閉山であった。

しかも引き続き続いた閉山であったため、地域にあたえた影響は、極めて大きいものがあつた。

(一) 人口、生徒児童数の激減

小城鉱業所、立山鉱業所の炭鉱住宅専用地区の世帯数、人口の減少は、小城鉱業所(閉山後十カ月)で世帯数四九四世帯(五〇・三%)人口二、二二人(五四・七%)、立山鉱業所(閉山後三カ月)、世帯数一一七戸(二一・七%)、人口五一八人(二二・六%)で併せて、

第6表 大型閉山による世帯数・人口の減少

区 分		小 城	立 山	多久市
37年7月	世帯数(戸)	984		9,582
	人口(人)	4,067		44,074
38年2月	世帯数		541	9,332
	人口		2,296	42,490
38年5月	世帯数	490	424	9,069
	人口	1,845	1,778	41,014
減少数	世帯数	494	117	513
	人口	2,222	518	3,060
減少率	世帯数(%)	50.3	21.7	5.4
	人口(%)	54.7	22.6	7.0

(注) ・37年7月は、小城鉱業所の閉山時

・38年2月は、立山鉱業所の閉山時

世帯数六一一世帯、人口二、七四〇人にのぼつた。市の全体の減少数は、世帯数が五一三世帯(五・四%)、三〇六〇人(七・〇%)であるから、両鉱業所の世帯数の減少数はそれを上廻り、人口では九〇%を占めている(第六表)。

このような、世帯数、人口の急激な流出は必然的に、その子弟である生徒、児童数をもまた減少させた。

小城・立山両鉱業所の子弟が通学していた学校は、東部小中学校、北部の小中学校の四校であるが、閉山時よりの学級数、および児童生徒数の減少状況は次のとおりである(第七表)。

第7表 学級数・児童生徒数の減少状況

区 分		小城鉱業所分		立山鉱業所分		
		東部小	東部中	北部小	北部中	
全	37.5	学級数	36	23	46	39
		生徒児童数	1,709	1,089	2,316	1,935
	38.5	学級数	27	21	40	39
		生徒児童数	1,113	939	1,956	1,918
	39.5	学級数	23	18	37	39
		生徒児童数	916	798	1,587	1,817
数	38-37	減少数	9	2	6	0
			596	150	360	17
	39-37	減少数	13	5	9	0
			793	291	729	118
		減少率(%)	46.4	26.7	31.4	6.1
炭 鉱 分	37.5	在籍者(人)	701	358	493	322
		38.5	在籍者(人)	215	229	320
		減少数(人)	486	129	173	77
		減少率(%)	69.3	36.0	35.1	23.9

(注) 1. 全数は、学校基本調査による。

(1) 学級数、児童・生徒数が急激に減少しており(北部中を除き)、

その大部分が、閉山した両鉱業所の在籍者児童・生徒数の減少によるものである。

(2) 小学校の減少の比率が高く、中学校の比率が低いということは、進学という条件があるにしても、中学校の生徒を子弟に持つ中高年令者ほど、他地区への就職は困難である、ということを実証するものである。

さらに学級数の減少は、教職員が過剰となり、他の市町村に異動をさせねばならないという（—教職員削減）問題も生じた。

□ 小売業者の売上げの減少

石炭鉱業との関連産業といえば、小さな石炭小売業者があるというだけで、主として炭坑の従業員を目的とする小売業者が多かったため、従業員の流出による打撃は大きかった。

三十八年十月、多久市商工会が調査した売上げ減少額の調査によれば、次のとおりである（第八表）。

市内の業者のうち、七七・八％が何等かの関係を持ち、その売上げは一二・一％が減少をした。特に炭鉱住宅地区での業者（直接）は主として従業員を持たない自営業者であったが、売上げの減少額は八〇・〇％という高率になり、壊滅的な打撃を受け、従業員十五人は解雇された。

従業員に対する売掛金は、同調査によれば一、三六〇万円であり、そのうち五十五％が電器製品、特にテレビ、ついで米代が一〇％であった。なお、この大型閉山に対応するため佐賀県では、産炭地域中小企業に対する特別融資の措置を行ったが（注）、その申込み件数は四十五件で、うち十四件は移転、七件は転業資金の申し込みであった。

（注）特別融資措置は、炭鉱閉山によって影響を受けた中小企業者について売掛金、移転資金、転業資金として、金融機関から借り受けたものに、利子補給を年利五分にしようとするもので、補給は

第8表 閉山による売上減少額調

多久市商工会調

区分	店舗数	従業員数	売上額(千円)	減少額(千円)	減少率(%)	
多久市	1,072	1,357	3,056,820			
小城	直接	42	0	42,000	80.0	
	間接	206	230	386,000	154,400	40.0
	計	248	230	428,000	188,000	43.9
立山	直接	37	15	45,000	36,000	80.0
	間接	549	1,008	2,355,000	117,750	5.0
	計	586	1,023	2,400,000	153,750	6.0
合計	直接	79	15	87,000	69,600	80.0
	間接	755	1,253	2,741,000	272,150	9.9
	計	834	1,268	2,828,000	341,750	12.1
比率	77.8	93.4	92.5			

(注) 1. 多久市の数については、商業統計資料による。
2. 直接とは、炭鉱住宅地にある商店である。

県、市で半額づつ負担することとなっている。ただこの制度では、金融機関としては返済能力のある者に対してのみ貸付けを行うので、零細業者を救助することにはならなかった。

(注) 農家収入の減少
小城・立山両鉱業所の従業員の日常消費する農作物の栽培農家が納所・上田町・小侍・番所等に集中していたが、従業員の減少によって、地場消費地を喪失した。

多久市農業協同組合の調査によれば、その減少額は次のとおりである（第九表）。

第9表 閉山による農作物の売上げ減少調
(多久市農協調)

区 分		面積(町・反・セ)	金額(千円)
小 城	葉菜類	15. 1. 0	4,916
	根菜類	13. 0. 8	3,533
	果菜類	7. 1. 4	3,140
	果樹	—	15,622
	計	35. 3. 2	27,211
立 山	葉菜類	11. 7. 1	3,805
	根菜類	10. 1. 5	2,740
	果菜類	5. 5. 3	2,435
	果樹	—	11,482
	計	27. 3. 9	20,462
合 計	葉菜類	26. 8. 1	8,821
	根菜類	23. 2. 3	6,273
	果菜類	12. 6. 7	5,575
	果樹	—	27,104
	計	62. 7. 1	47,673

四 国鉄等の合理化

小城鉱業所の石炭を発送する東多久駅、立山鉱業所の多久駅、それらの貨物発送・到着に占める比重は、次の通りである(第十表)。
東多久駅では、発送九十五%、到着四十四%、多久駅で発送十六%、到着五%を占めていた。

このため、東多久駅は三十八年二月より、貨物取扱いを廃止することとなり、貨物専用の引込線一・三kmは遊休施設となった。さらに、小城・立山両鉱業所ともに専用の引込線を持っていたが、何れも不用となり、撤去され、駅員、東多久駅五名、多久駅三名が配置転換となり、日本通運東多久出張所(三名)も廃止された。

郵便局でも、配達取扱い件数が減少したため、東多久局で三名、北多久局で二名の配置転換が行われ、東多久局は四十二年四月より配達事務を廃止した。

九州電力株式会社では、小城鉱業所が受電していた小城変電所で二名、立山鉱業所では専用の立山変電所を廃止して二名を減員した。

第12表 建設事業の決算状況(36年)

	単位千円	
普通建設事業	87,801	44,636
災害復旧事業	8,419	3,381
失業対策事業	50,849	21,556
計	147,069	69,573
税の減収額	—	24,947
比率(%)	—	35.9

第10表 昭和36年度貨物取扱い量調

		多久駅調		
		総量(トン)	両炭鉱分(トン)	比率(%)
東多久駅	発送	224,394	211,717	95
	到着	4,681	1,831	44
多久駅	発送	968,595	151,074	16
	到着	35,863	2,082	5

第11表 市税現年度調定額中の閉山炭鉱の比率(36年度) 単位千円

税 目	市民税	固定資産税	鉱産税	電気ガス税	計	
調定額	36,036	61,887	35,090	6,198	139,211	
閉 炭 鉱 分	小城	3,480	5,686	5,144	348	14,658
	立山	3,084	2,539	4,443	223	10,289
	小計	6,564	8,225	9,587	571	24,947
	比率	18.2	13.3	27.3	9.2	17.9

④ 市財政の窮乏

市の財政に直接影響をあたえたのは、市税の減収であった。市税には、市民税（個人・法人）、固定資産税、鉱産税、電気ガス税、軽自動車税、たばこ消費税があるが、軽自動車税、たばこ消費税については、分析が困難であるので、この分を除いて、三十六年度の現年度調定分についてみると、二四九四七千円、総額の一七・九％が減収をすることとなった（第十一表）。

この税収の減少額は、三十六年度の建設事業実施額の一般財源充当額の三五・九％にあたる金額であり、失業対策事業、災害復旧事業に当てた一般財源充当額にあたっている金額とはほぼ同一であった（第十二表）。

当時多久市は、財政再建団体として（三十一年より四十年の十九年計画）赤字解消のため、諸経費の節減に努めていた時期であったので、この減収は極めて大きい痛手となった。

間接的には、ごみし尿、閉山炭鉱水道等の事業のほか、閉山炭鉱住宅地域の環境整備・離職者救済のための、炭鉱離職者緊急就労対策事業の実施、県立多久職業訓練所の校地提供等の経費を必要とすることとなった。

かくして、多久市の財政力指数は、この両鉱業所の閉山を契機として、年々低下の一路をたどった（第十三表）。

第13表
財政力指数の推移

年度	指数 (%)
35	62
36	61
37	58
38	58
39	58
40	56

財政力指数とは、基準財政収入額÷基準財需要額を云う。

⑤ 住民の動揺

三十七年十月十三日の石炭鉱業調査団の答申は、『重油価格の予想外の低落と原油輸入の自由化によって、石炭が重油に対抗できないことは、今や決定的であるという認識のもとに、石油との競争的な共存政策を放棄し、政策的にのみ維持することができる石炭の、消費市場に依存しつつ、急速な閉山を防止するが、基本的にはスクラップ・アンド・ビルド方式を一層強化することとした（注）。

（注）四十二年度の石炭需要五〇〇万トン、同年の生産能力を三八・六トンとし、それより下廻る非効率炭鉱一、二〇〇万トンを閉山する。

この答申にききだつて、炭鉱労働組合連合会（炭労）を中心に三十六年十月より、石炭政策転換のための斗争を打ち出し、三十七年四月まで、炭鉱労働者を東京に動員して、デモ、座り込みを続けた。佐賀県でも三十六年十二月（多久市では三十五年十二月の市議会）県議会で「産炭地域特別委員会」が設置され、石炭産業を保有する市町村の連合組織である全国鉱業市町村連合会（加盟市町村一一〇）も九月全国大会を開催するなど、知事・市町村長・県議会・市町村議会・商工団体・炭鉱経営者が一体となった要望運動が行われた。答申後も、十月二十三日には総評・炭労主催の「石炭政策転換秋期貫徹県集會」、十一月十一日には「多久市石炭産業危機突破市民大会」（注）、十一月二十九日「佐賀県石炭危機突破大会」などがあいついで開催された。

（注）決 議

「石炭合理化政策の促進により石炭産業の不況は益々深刻の度を増し、今や産炭地は疲弊の極に達している。特に本市においては、その影響が極めて大きく、市内の経済の混乱にもとづく地域社会の不安は増大し、市の行政財政面における運営は、まさに破綻寸前の状態にある。

- 一、 抜本的総合エネルギー対策の樹立
- 二、 唐津石炭専焼火力発電所の建設
- 三、 唐津線輸送力の強化
- 四、 中小炭鉱近代化資金枠の拡大
- 五、 雇用対策の強化確立と社会保障制度の拡充
- 六、 市財政を重圧する特別財政需要の全額国庫負担
- 七、 産炭地域振興事業団の機能強化
- 八、 産業基盤整備の為の道路交通網の整備と水資源の開発
- 九、 新規企業の誘致と地場産業の振興
- 一〇、 産炭地における産業機構の育成強化
- 一一、 買上炭鉱に対する売掛金の政府補償
- 一二、 産炭地零細企業の救済
- 一三、 鉱害の早期認定と全額国庫負担による完全復旧

さらに、県が三十七年七月に調査した結果によれば、県内三十九鉱のうち生産能率は、大手五鉱が二十五トン、中小鉱は十五・一トンであり、九十三多が一般炭であるので四十二年以降残存する炭鉱は、明治西杵（北方町）、明治佐賀・三菱古賀山（多久市）、杵島（大町町・江北町）、立川（伊万里市）、岩屋（厳木）、柚木原（多久市）、国見、楠久（伊万里市）などあり、九鉱で失業者は約六千人に達するであろうと想定された。

こうした情勢の中で小城鉱業所、立山鉱業所の大型閉山は、従業員に離山ムードを起し、商工業者は店舗の新規投資の抑制のみならず、移転、転業を求める空気が強くなった（第十四表）。

特に農民団体のなかでは、(1)鉱害で年々補償を受けとっているが、この補償が将来も実施されるか、(2)鉱害と認定されているが、鉱害復旧事業は完全に実施されるか、と云う不安が拡大し、多久市鉱害被害

第14表 石炭鉱業商業の推移

年度	石 炭 鉱 業			商 業	
	炭 鉱 数	出炭量(千t)	従業員数(人)	商店数	従業員数(人)
35	12	1,185	4,609	672	1,702
38	5	1,207	2,969	679	1,710
41	4	999	2,861	626	1,705

であったにもかかわらず、閉山にあたっては、従業員の生活環境施設の保全、将来の就業対策、等を配慮して閉山事務、財産処理を行ったが、立山鉱業所の場合は、会社は健全であったにもかかわらず従業員については、決定した退職金は支払いますが、生活環境、将来の就業対策等については、一顧もせずに閉山事務、財産処分が行われた、という極めて対立する状況であったということである。

さらに、この両鉱業所の労働組合は、日本炭鉱労働組合連合会（炭労）、立山鉱業所は、明治炭業労働組合連合会（明炭連）という組織に加入し、合理化反対斗争には、組合員のみならず炭鉱婦人協議会

者組合は、このような不安定な状態では、石炭の採掘が行われることは、将来の農業基盤を破壊されるだけであるということで、三十八年三月には、福岡通産局に大衆陳情を行うという情況にまで発展した。

大型の閉山は、地域に多種多様の影響をあたえたことを例記したが、もう一つみのがせないことは、中小炭鉱（一社一山）と、大手炭鉱の閉山の方法に大きい差があるということである。小城鉱業所（中小炭鉱）と立山鉱業所（大手炭鉱）の閉山がそれを証明している。

すなわち、小城鉱業所は、負債は多大であって、会社は破産状況

(炭婦協)等と、家族を含めた斗争資金の積立て、あるいは斗争を行つたにもかかわらず、退職条件斗争は行つたが閉山退職と同時に離職者は組織外として、生活環境の問題、就職問題についての統一斗争を全く行わなかつたことは、組織を急速に弱体化させる大きな原因となつたことも忘れてはならない。

炭鉱閉山について、「去るも地獄、残るも地獄」という言葉が流行したが、この言葉の意味は、炭鉱を去るものも炭鉱に残るものも悲惨で苦しいのだと云うことではなく、旧炭鉱街を去って、他産業に就職するものも、旧炭鉱街に残留するものも、地獄だと云う離職者の言葉であつたと云うことを認識して欲しいものである。(了)

(六〇頁より)

千太郎は怒り「男を見損なうたか」と云ひ様手にて亀太郎の左頬を殴り、猪之吉も続いて同じく殴りつけ、逃げんとするを尙も追ひ行き十能にて返答次第では殺さんと迫りし折、人操の又平に阻められて果さず、其の内に亀太郎は事務所に逃れしが、猪之吉等が押寄すると聞き更に東松浦郡相知炭坑なる女婿伊井直一の保護を受けたり。然るに一方猪之吉は同家を出て、路上にて鶴嘴の柄を拾ひ坑外取締田中文蔵と行合ひ何処に行くかと尋ねられしに、取締が何かと突然右鶴嘴の柄にて腰部を嫌といふほど五・六回殴り、取り組んだまま崖下に陥り、人事不省となりたるを漸く附近の人に助けられたるが、直ちに同日千太郎、猪之吉は亀太郎の為に告訴され、昨日殴打罪として検事局送り。

大正三年八月十七日 動員令下る

本日午前第四、第五、両師団及び第十八師団の一部に対し、動員令下れり(東京特電)。

因に佐賀五十五連隊にも只今(一時)師団指令部より長文の電報到来し俄かに色めき渡り、外出兵は悉く帰營を命ぜられたり。

大正三年八月十一日 各汽船に命令 御用船として活動

我海軍の活動に伴い、日本郵船会社以下の各汽船会社の汽船約八隻は既にその筋の命令に服する事となり、夫々御用船にして従事する由なるが、帝國政府の態度は茲一兩日中にいよいよ決定する次第なれば、海軍首においては何時軍事行動を開始するやも測り難ければ、郵船会社以下の各汽船会社の船舶に対しては目下航海中のものに対しても命令一下直ちに御用船の任務に従事すべく、

(一五〇頁へつづく)